



# 鳥取県公報

平成 20 年 8 月 19 日 (火)  
第 8 0 1 8 号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

◇ 告 示	生活保護法による介護機関の指定 (577) (福祉保健課) . . . . . 2
	国土調査の成果の認証 (578) (耕地課) . . . . . 2
◇ 選管告示	選挙管理委員会の招集 (52) . . . . . 3
◇ 公 告	自衛官の募集 (危機管理チーム) . . . . . 3
	猟銃等の取扱いに関する講習会の開催 (警察本部生活環境課) . . . . . 4

# 告 示

## 鳥取県告示第577号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定に基づき、介護機関を指定したので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示する。

平成20年8月19日

鳥取県知事 平 井 伸 治

### 1 居宅介護事業者

名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地	居宅介護事業の種類	指定年月日
社会福祉法人トマトの会	東伯郡北栄町北条島366-7	ヘルパーステーショントマトよなご	米子市米原一丁目12-20-101	訪問介護	平成20年7月18日

### 2 介護予防事業者

名称	主たる事務所の所在地	介護予防事業所の名称	介護予防事業所の所在地	介護予防事業の種類	指定年月日
社会福祉法人トマトの会	東伯郡北栄町北条島366-7	ヘルパーステーショントマトよなご	米子市米原一丁目12-20-101	介護予防訪問介護	平成20年7月18日

### 3 居宅介護支援事業所

名称	主たる事務所の所在地	居宅介護支援事業所の名称	居宅介護支援事業所の所在地	指定年月日
医療法人昌生会	米子市中島二丁目-1-46	ケアプランセンター新田	米子市中島二丁目-1-46	平成20年8月1日

## 鳥取県告示第578号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定に基づき、次のとおり国土調査の成果を認証したので、同条第4項の規定により告示する。

平成20年8月19日

鳥取県知事 平 井 伸 治

調査を行った者の名称	調査を行った時期	成果の名称	調査を行った地域	認証年月日
智 頭 町	平成18年度から平成19年度まで	智頭町（大字大背[6001]の一部）の地籍図及び地籍簿	大字大背[6001]の各一部	平成20年8月19日

大山町	〃	大山町（殿河内、下市、高橋、上市、退休寺及び住吉の各一部）の地籍図及び地籍簿	殿河内、下市、高橋、上市、退休寺及び住吉の各一部	〃
南部町	平成17年度から平成19年度まで	南部町（朝金の一部[0601]）の地籍図及び地籍簿	朝金の一部[0601]	〃
〃	平成11年度から平成20年度まで	南部町（朝金の一部[803]）の地籍図及び地籍簿	朝金の一部[803]	〃

## 選挙管理委員会告示

### 鳥取県選挙管理委員会告示第52号

平成20年第8回鳥取県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

平成20年8月19日

鳥取県選挙管理委員会委員長 古賀裕子

- 1 日時 平成20年8月22日（金） 午後1時40分
- 2 場所 鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁選挙管理委員室
- 3 議題
  - (1) 不在者投票管理者を置くことのできる病院等の指定について
  - (2) その他

## 公 告

自衛隊法（昭和29年法律第165号）第97条第1項の規定に基づき、平成20年度自衛官募集を次のとおり実施する。

平成20年8月19日

鳥取県知事 平井伸治

- 1 採用する自衛官及び採用予定数
  - (1) 二等陸士：25名（男子24名、女子1名）
  - (2) 二等海士：6名（男子5名、女子1名）
  - (3) 二等空士：10名（男子9名、女子1名）
- 2 募集期間
  - (1) 男子（第1回募集：高校生を除く。以下同じ。）  
平成20年9月4日（木）まで
  - (2) 男子（第2回募集：全員。以下同じ。）及び女子  
平成20年9月10日（水）まで
- 3 試験期日、試験種目及び試験場

## (1) 試験期日

ア 男子（第1回募集）平成20年9月6日（土）

イ 男子（第2回募集）

(ア) 筆記試験及び適性検査：平成20年9月20日（土）

(イ) 口述試験及び身体検査：平成20年9月24日（水）、26日（金）又は28日（日）

ウ 女子 平成20年9月28日（日）

## (2) 試験種目

筆記試験（国語、数学、社会及び作文）、口述試験、適性検査（筆記式）及び身体検査

## (3) 試験場

ア 男子（第1回募集）及び女子

米子市両三柳2603 陸上自衛隊米子駐屯地

イ 男子（第2回募集）

(ア) 筆記試験及び適性検査

a 東部会場：鳥取市富安二丁目137 日本海新聞社大ホール

b 西部会場：米子市糺町一丁目160 鳥取県西部総合事務所

(イ) 口述試験及び身体検査

a 東部会場：岡山県勝田郡奈義町滝本 陸上自衛隊日本原駐屯地（9月26日（金）に限る。）

b 西部会場：

(a) 米子市両三柳2603 陸上自衛隊米子駐屯地（9月24日（水）に限る。）

(b) 米子市両三柳3192-14 県立武道館（9月24日（水）及び28日（日）に限る。）

## 4 合格発表予定日

(1) 男子：平成20年10月中旬

(2) 女子：平成20年11月14日（金）

## 5 採用予定

平成21年3月下旬又は4月上旬

## 6 応募資格

採用予定月の1日現在で18歳以上27歳未満の日本国籍を有する者で、自衛隊法第38条第1項に定める欠格事由に該当しない者であること。

## 7 問合せ先

(1) 各市役所及び町村役場（自衛官募集窓口）

(2) 自衛隊鳥取地方協力本部（0857-23-2251）

(3) 自衛隊鳥取募集案内所（0857-26-4019）

(4) 自衛隊倉吉地域事務所（0858-26-2900）

(5) 自衛隊米子地域事務所（0859-33-2440）

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号。以下「法」という。）第5条の3第1項の規定により猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会を次のとおり開催する。

平成20年8月19日

鳥取県公安委員会委員長 井手 添 正

## 1 講習の種別及び受講対象者

(1) 初心者講習

鳥取県内に住所を有する者のうち、法第4条第1項第1号の規定による猟銃又は空気銃の所持の許可（以下「許可」という。）を受けようとするもの（(2)のイに掲げる者を除く。）を対象とする。

(2) 経験者講習

鳥取県内に住所を有する者のうち次に掲げるものを対象とする。

ア 法第7条の3第1項の規定による許可の更新を受けようとする者

イ 許可を受けようとする者で、法第5条の2第3項第2号に規定するもの

2 開催の日時及び場所

種別	区分	日 時	場 所	受 講 対 象 者
初心者講習		平成20年9月8日 午前10時から午後 4時まで	鳥取市東町一丁目271 鳥取県警察本部1階第2会議室	鳥取、郡家及び智頭の各警察署の管内に居住する者
経験者講習		平成20年9月26日 午後1時30分から 午後4時30分まで	倉吉市清谷町一丁目10 鳥取県倉吉警察署	浜村、倉吉及び八橋の各警察署の管内に居住する者

3 講習時間及び講習課目

(1) 講習時間

ア 初心者講習 5時間

イ 経験者講習 3時間

(2) 講習課目

ア 猟銃及び空気銃の所持に関する法令

イ 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い

4 考査

初心者講習にあつては、講習終了後、講習に係る事項についての考査を1時間行う。

5 受講申込手続

所定の受講申込書を受講日の7日前までに住所地を管轄する警察署長を経由して公安委員会に提出すること。

6 講習受講手数料及びその納付方法

(1) 講習受講手数料

ア 初心者講習 6,800円

イ 経験者講習 3,000円

(2) 納付方法

(1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を銃砲刀剣類関係手数料納付書にはり付けて納付すること。  
この場合、消印しないこと。

7 携行品

筆記用具及び印鑑